

小田原市監査委員公表第5号

平成30年5月8日

小田原市監査委員 岡本重治  
小田原市監査委員 数馬勝  
小田原市監査委員 木村正彦

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年2月28日付け監査第60号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	小田原市民生委員児童委員協議会補助金の交付にあたり、市は「概算払」をしている。この場合、額の確定は交付年度中に行うべきところ、年度を越えて額の確定を行っていた。(福祉政策課)	額の確定を年度内に行うよう改める。
2	日付を遡った実績報告の收受や審査欄の未記入など、不適正な事務が見受けられた。(福祉政策課)	担当に注意を促すとともに、複数による確認を徹底する。